

# リハビリドック利用規約

## ～各種プラン対応～

この規約(以下「本規約」といいます)は、「リハビリドック」(以下「本サイト」といいます)の利用に関する条件を、本サイトに係るサービスを利用する法人、団体、又は個人のお客さま(以下「甲」といいます)とリハビリドック管理人 西山祐二郎(以下「乙」といいます)との間で定めるものです。甲は、本サイトの利用にあたり、以下の各条項の内容に従います。

## 第1章 総則

### 第1条（適用の範囲）

本規約は、乙が運営するインターネット上のリハビリ関連職(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等)の検索及びブログサービス「リハビリドック」の登録・利用（以下「本サービス」といいます）を申込んだ者と乙との一切の關係に適用します。

### 第2条（利用規約）

甲は、乙から本サービスの提供を受ける場合、及びそれに伴いリハビリドックを利用する場合、本規約の定めに従わなければなりません。

### 第3条（甲への通知）

1. 乙は、甲の事前の承諾を得ることなく、本規約を随時変更することができるものとし、甲は、かかる変更がなされた後に本サービスを利用した時点から、変更後の本規約の内容が有効となることを承諾するものとします。
2. 前項の変更は、本サイト上もしくは乙が運営するウェブサイト上に掲載する方法、登録されたメールアドレスに送信する方法、又は公式LINE@に掲載する方法により甲にお知らせします。
3. その他、乙が必要と判断した場合には、甲に対して随時必要な事項を前項に定める方法又は書面により通知します。

### 第4条（禁止行為）

甲は、本サービスの利用にあたり、次のいかなる行為も行ってはならないものとします。

- (1) 法令、裁判所の判決、決定もしくは命令、又は法令上拘束力のある行政措置に違反する行為。
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある行為。
- (3) 乙又は第三者の著作権、商標権、特許権等の知的財産権、名誉権、プライバシー権、その他法令上又は契約上の権利を侵害する行為。
- (4) 過度に暴力的な表現、露骨な性的表現、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地等による差別につながる表現、自殺、自傷行為、薬物乱用を誘引又は助長する表現、その他反社会的な内容を含み他人に不快感を与える表現を、投稿または送信する行為。
- (5) 乙又は第三者になりすます行為または意図的に虚偽の情報を流布させる行為。
- (6) 同一又は類似のメッセージを不特定多数の者に送信する行為（乙の認めたものを除きます。）、その他乙がスパムと判断する行為。
- (7) 乙が定める方法以外の方法で、本サービスの利用権を、現金、財物その他の経済上の利益と交換する行為。
- (8) 性行為やわいせつな行為を目的とする行為、面識のない異性との出会いや交際を目的とする行為、他のお客さまに対する嫌がらせや誹謗中傷を目的とする行為、その他本サービスが予定している利用目的と異なる目的で本サービスを利用する行為。
- (9) 反社会的勢力に対する利益供与その他の協力的行為。
- (10) 宗教活動又は宗教団体への勧誘行為。
- (11) 他人の個人情報、登録情報、利用履歴情報などを、不正に収集、開示又は提供する行為。
- (12) 本サービスのサーバやネットワークシステムに支障を与える行為、BOT、チートツール、その他の技術的手段を利用してサービスを不正に操作する行為、本サービスの不具合を意図的に利用する行為、

同様の質問を必要以上に繰り返す等、乙に対し不当な問い合わせ又は要求をする行為、その他乙による本サービスの運営又は他のお客さまによる本サービスの利用を妨害し、これらに支障を与える行為。

(13) 上記各号のいずれかに該当する行為を援助又は助長する行為。

(14) その他、乙が不相当と判断した行為。

## 第2章 サービス提供契約の締結

### 第5条（サービス提供契約の締結）

1. 乙から甲に提供される本サービスの内容、契約期間、料金その他必要な条件は、本規約又は別途締結するサービス提供契約に従うこととします。
2. 甲は、本サービスの利用を希望する場合、甲の所定の申込みフォームに必要な事項を記載して乙に提出することにより、申し込みを行うものとします。
3. 乙は、甲の申込み内容の確認を行い、甲の申込みを承諾する場合には、本サービス利用のために必要なパスワードを交付します。乙がかかるパスワードを甲に発送した時点をもって、サービス提供契約が成立するものとします。

### 第6条（パスワードの管理）

1. 甲は、本サービスの利用にあたり交付を受けたパスワードを入力して使用するものとし、甲のパスワードを用いて行われる全ての行為に関する責任は甲が負うものとします。
2. 甲のパスワードの機密保持もしくは保管に関する責任は甲が負うものとし、乙は、甲のパスワードについて第三者のなりすまし、盗用その他甲以外の使用につき一切責任を負いません。
3. 甲は、甲のパスワードを第三者に使用させ、譲渡し、又は担保に供することはできないものとします。

## 第3章 情報の取扱い

### 第7条（コンテンツの著作権）

甲が本サービスにより提供する情報、写真、イラスト、動画等一切のコンテンツ（以下「本著作物」といいます）に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）は、乙に帰属するものとします。

### 第8条（患者情報の取扱い）

甲は、本サービスにて知り得た患者情報（本サービスの利用に伴い、乙又は患者本人から提供された当該患者に係る情報を含みますが、これに限られません。）を、乙及び患者本人の同意なく第三者に対して開示、提供してはなりません。

### 第9条（機密保持）

甲は、本サービスの内容、サービス提供契約の内容、本サービスの利用にあたり知り得た乙の情報及びこれらに関して乙から秘密情報である旨を明らかにされて開示を受けた情報（以下「機密情報」といいます）につき、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、事前の乙の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示、漏洩又は公表してはならないものとします。

### 第10条（甲の報告義務）

1. 甲は、本サービスを利用して患者が来院した場合、来院後7日以内に乙に報告しなければなりません。

2. 乙は契約期間中、いつでも甲に対して本サービスの利用状況その他必要な事項の報告を求めることができるものとします。

## 第4章 無料プラン

### 第11条（社会貢献プラン）

1. 社会貢献プランの対象は、医療保険・介護保険制度内のみでの活動を行うリハビリ関連職とします。
2. 社会貢献プランの利用料金は、無料とします。なお、契約日に属する年を、登録年とします。
3. 社会貢献プランの契約期間は、毎年1月1日から同年12月31日までの1年間とします。なお、毎年11月20日までに甲又は乙から書面又はメールによる通知がなされない限り、契約期間は同一条件にて1年間更新されるものとし、その後も同一とします。
4. 乙は、本サイト上又は乙が運営するウェブサイト上に掲載する方法により、利用料金を変更することができるものとします。なお、当該変更に係る年の翌年分の利用料金から、変更後の利用料金を適用するものとします。利用料金の変更により契約の終了を希望される場合には、乙までご連絡ください。
5. 甲は、利用に必要となる通信料金、コンピュータ、携帯電話等の通信機器に係る費用を自ら負担するものとします。

## 第5章 有料プラン

### 第12条（自費プラン）

1. 自費プランの対象は、医療保険・介護保険制度外での活動を行うリハビリ関連職（社会貢献プランの対象者以外の全ての者）とします。
2. 乙は、本サービスの利用者である甲に関し、本サイト上のクチコミ数に応じて、以下のとおり、称号を与えることとします。但し、クチコミ数の判断は、乙の基準によるものとします。
  - ① クチコミ数5名以上：人気セラピスト
  - ② クチコミ数15名以上：プロセラピスト
  - ③ クチコミ数30名以上：セラピストキング又はセラピストクイーン
3. 自費プランの利用料金は、以下のとおりとします。
  - ① 通常料金：患者からの問い合わせ1件につき、500円（税別）
  - ② 人気セラピスト料金：患者からの問い合わせ1件につき、400円（税別）
  - ③ プロセラピスト料金：患者からの問い合わせ1件につき、300円（税別）
  - ④ セラピストキング又はセラピストクイーン：無料
4. 自費プランの契約期間は、毎月1日から同月末日までの1か月とします。なお、毎月20日までに、甲又は乙から書面又はメールによる通知がなされない限り、契約期間は同一条件にて1か月更新されるものとし、その後も同一とします。
5. 自費プランの利用料は、毎月末締め翌月末払いとします。
6. 月の途中で契約をした場合又は契約期間の途中で契約が終了した場合であっても、本条第3項の定めに従い、利用料金が発生するものとします。
7. 乙は本サイト上又は乙が運営するウェブサイト上に掲載する方法により、利用料金を変更することができるものとします。なお、当該変更に係る月の翌月分の利用料金から、変更後の利用料金を適用するものとします。
8. 乙は、試供等の目的で特定又は不特定のお客さまに対し、割引利用料金を適用したり、利用料金の無料期間を設けたりすることがあります。
9. 甲が支払った利用料金は、理由の如何を問わず、返金はできません。

10. 乙は、振込明細書又はクレジット明細書をもって、領収書の発行に代えるものとします。
11. 甲は、利用に必要な通信料金、コンピュータ、携帯電話等の通信機器に係る費用を自ら負担するものとします。

### 第13条（利用料の返還）

乙は、いかなる場合でも甲が支払った利用料金の返還には応じることができません。

## 第6章 サービス提供の停止等

### 第14条（サービス提供の中止）

1. 乙は、自らの判断により、本サイトの運営及び本サービスの提供を中止することができるものとします。また、その場合、乙は、甲がパスワードを入力することによりアクセスすることができる専用ページ内のコンテンツを維持したり、未読又は未送信のメッセージを甲又は第三者に転送する義務を負いません。
2. 前項の規定により本サービスの提供が中止された場合、乙は、甲に対して、当該中止によって生じた一切の損害の賠償責任を負担しないものとします。

### 第15条（サービス提供の中断）

1. 乙は、次の各号の何れかに該当する場合には、甲に事前に通知することなく、当該事象が終了し、又は本サービスの提供が可能になるまでの間、本サービスの提供を中断し、又は事前にもしくは事後的に本サービスの提供時間を変更することができるものとします。
  - (1) リハビリドックのシステムの保守点検を定期的又は緊急に行う場合
  - (2) 火災、停電などにより本サービスの提供ができなくなった場合
  - (3) 天災地変、法律上の制限その他のやむを得ない事由が生じた場合、通信事業者のサービス停止、通信回線の障害その他乙の責によらない事由により本サービスの提供ができなくなった場合
  - (4) その他乙が運営上本サービスの一時的な中断を必要と判断した場合
2. 前項の規定により本サービスの提供が中断された場合でも、乙は、甲に対して、当該中断によって生じた一切の損害の賠償責任を負担しないものとします。

## 第7章 サービス提供契約の終了

### 第16条（契約解除）

甲が以下の各号のいずれかの事由に該当する場合、乙は、甲に対する何らの通知、催告なくして直ちに本規約に基づく契約及びサービス提供契約その他甲乙間の全ての契約の全部又は一部を解除することができるものとし、また、これに伴い、乙は、本サービスの提供を終了し、本サービスの利用を拒絶することができるものとします。

- (1) 本規約の条項に違反したとき
- (2) 手形又は小切手の不渡りが発生したとき
- (3) 差押え、仮差押え、仮処分その他の強制執行又は滞納処分又は滞納処分の申し立てを受けたとき
- (4) 破産、民事再生、会社再生又は特別清算の申し立てがされたとき
- (5) 甲の信用状態に重大な変化が生じたとき
- (6) 解散又は営業停止となったとき
- (7) 営業方法などについて行政当局による注意又は勧告、もしくは行政処分を受けたとき
- (8) 甲が当社のコンピュータに保存されているデータを当社に無断で閲覧、変更もしくは破壊したとき、又はその恐れがあると乙が判断したとき
- (9) 公序良俗に反し、又は本サービスを提供することがふさわしくないと乙が判断したとき

(10)乙がサービスの提供又は甲による利用の継続が困難と認めたとき

## 第17条（プラン変更）

1. 甲が加入しているプランを他のプランに変更することを希望する場合は、毎月20日までに、乙に対して申し出るものとし、乙がこれを承諾した場合、プラン変更と同時に加入中のプランに係るサービス提供契約は終了するものとします。
2. 前項に定めによるプラン変更は、申し出があった日の属する月の翌月から適用されるものとします。

## 第18条（契約終了時の取り扱い）

甲と乙との間のサービス利用契約が終了し、又は本サービスの提供が終了した場合、原因の如何を問わず、甲は、利用していたアカウントに関する一切の権利、特典を失うものとし、これにより甲に損害が生じても、乙は一切の責任を負いません。

## 第8章 雑則

### 第19条（協議事項）

本規約に定めのない事項又は解釈に疑義の生じた事項については、甲及び乙は誠意をもって協議し、その解決にあたるものとします。

### 第20条（合意管轄）

本規約及びサービス提供契約に起因又は関連する紛争については、福岡地方裁判所又は福岡簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### 第21条（免責事項）

1. 乙は、本規約及びサービス提供契約に関連して甲に生じた損害等については、一切の責任を負いません。
2. 前項の定めに関わらず、乙が責任を負う場合があったとしても、乙が甲から当該損害が発生した月に受領した利用料金の額を賠償額の上限とします。

附則  
平成29年2月22日 制定・施行  
令和元年5月19日 改定